

大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則のあ
らまし

- 1 大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）第6条の規定に基づき、大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めます。
- 2 この規則は、公布の日から施行します。